

令和 7 年度 横浜市港南区生活支援センター事業計画書

1. 事業実施方針

港南区生活支援センターは、精神障害者の生活を支える拠点として、これまで地域関係機関とともに歩みを進めてきた。居場所機能として安心安全な施設の管理、相談機能として幅広い相談に応じられる経験や地域とのネットワークを大切に、20 年間運営を継続している。

港南区の地域福祉保健計画では、「ふだんの暮らしをしあわせに」を基本理念に、「一人ひとりがつながり、見守り・支えあえるまちをみんなで育てる」という目標が掲げられている。こうした目標の実現に向けて、生活支援センターは、区や基幹相談支援センターとともに、「地域生活支援拠点」や「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の中核に位置付けられ、様々な取り組みを進めている。区自立支援協議会の各部会などを通じて、新たな支援ツールの作成や人材育成など具体的な活動も行っている。また当事者活動の推進としては、ピアサポーター育成も進んでおり、今後も継続してスタッフ雇用などに向けても、職員理解など発展的に基盤づくりを進めていきたい。

港南区生活支援センターは

地域で果たす役割と機能について、以下の 5 点に重点を置き、引き続き取り組んでいきたいと考える。

【1. 地域の身近な窓口（一次相談支援機関）として様々な相談に取り組む】

「ライフステージに合わせた支援」「ひきこもり支援」「発達障害者支援」の 3 点に重点をおく

【2. 「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」構築に向け、医療や行政と連携し、地域福祉として取り組む】

区内関係機関と構築した「ソーシャル・サポート・ネットワーク」を活かした実践を行う

【3. 「地域生活支援拠点機能」の整備に向け、具体的に地域の体制作りに取り組む】

障害者や家族の高齢化を踏まえた「親なき後」に備えると共に、入所施設や精神科病院からの地域移行を推進し、障害のある方の暮らしを地域全体で支えるため、ネットワーク強化を目指す

【4. 地域における障害者理解に向けて、普及啓発活動や地域人材の育成に取り組む】

【5. 地域で暮らす障害者の社会参加支援に取り組む】

2. 具体的事業内容

(1) 日常生活の支援

＜居場所支援＞

- ① フリースペース… 利用者同士が自然と交流できるような安全で安心して過ごすことができる場を提供する。一人でゆっくり集中して静かに過ごしたい利用者向けに、区切られ

たスペースも設置している。感染予防対策に十分配慮した環境を整備している。

また職員との何気ない会話や余暇支援等を通じて、利用者同士や職員との信頼関係を築くことを大切にする。潜在的なニーズの掘り起こしを行い、必要に応じた個別支援につなげるよう意識する。

- ② 静養室 … 体調が優れなかったり休憩を取りたい時などに利用できる和室を提供する。
2 部屋あり、独りで落ち着いて利用できる環境となっている。

<各種サービス提供>

- ① 夕食サービス
- ・ 500 円以下の低価格で栄養のバランスに配慮した食事を提供する。
 - ・ 利用者のニーズや季節に合わせた様々なメニューを取り入れる。
 - ・ センター利用につながるきっかけとしての役割をもつ。
- ② 入浴サービス（石鹸、シャンプー販売 / タオル、マット、ドライヤー貸し出し）
- ・ 入浴サービスを通じて、身の衛生観念を身につけてもらう。
 - ・ 日常的に入浴が出来ていない方への声かけを適宜行う。
 - ・ 衛生や安全面などに配慮し、安心して利用して頂けるよう管理を行う。
- ③ 洗濯サービス（洗剤販売）
- ・ 洗濯サービスを通じて、衣類の衛生観念を身につけてもらう。
- ④ コピー、印刷サービス
- ⑤ 飲料水、氷の提供
- ⑥ 物品の貸し出し（オーディオ機器、スポーツ用具）
- ・ 余暇支援の一環として、上記の物品を無料で貸し出している。
- ⑦ 新聞、精神保健に関わる冊子の購読

<情報提供>

- ・ 生活や福祉・制度・当事者活動に関する情報の掲示を行う。
- ・ 就労に関する情報を提供し、ニーズに合わせて就労支援機関につなげる役割を果たす。
- ・ センター便りの発行やホームページによる情報提供を行う。
- ・ グループホームなど住まいに関する情報提供を行い、必要に応じて支援を行う。
- ・ 各関係機関からの情報（各種チラシ、案内、各区センター便りなど）を掲示する。

(2) 相談支援

生活支援センターは、地域の相談支援専門機関としてどのような相談でも受け止める一次相談支援機関の役割を担っている。精神障害の専門相談機関として、本人のみならず、家族や関係機関、地域における様々な相談に応じ、医療・福祉施設・区役所・就労関連機関等と連携し、支援ネットワークを築いていく。アセスメントによりニーズを見極め、必要に応じて各種事業（計画相談支援、地域移行支援など）の利用登録につなげていく。

- ・ 生活・医療・対人関係・心理情緒・経済・就労・制度申請・手続きなど生活全般に関する相談に応じる。

- ・ 金銭管理に課題のある場合には、使い方や管理方法を一緒に考えるなどのサポートを実施し、必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。
- ・ 高齢のセンター利用者について支援状況の確認をしながら、必要な取り組みを行う。地域包括支援センターと連携を強化し、障害と高齢の切れ目のない支援体制を整備する。
- ・ 地域関係機関と連携し、若年層の精神保健福祉やひきこもり支援に取り組む。
- ・ 基幹相談支援センターや地域ケアプラザ、区役所等と連携し、地域の中の「精神保健分野」における困りごとについての相談や各関係機関・地域へのコンサルテーションを行い、地域の精神保健福祉支援の向上に努めていく。
- ・ 区役所や医療機関、福祉関係機関、地域と連携して本人を取り巻くネットワークを構築する。各機関で役割を分担しながら、支援を継続させていく。

(3) アウトリーチ（訪問・同行支援）

- ・ 本人の状況や取り巻く環境を把握し、地域生活の継続や再発防止、ひきこもりや治療中断者、未治療者の方への訪問・同行、社会資源につなぐための同行などの支援を行う。
- ・ 日常的にセンターを利用している方に、積極的に訪問や同行支援の案内をしていく。生活面に課題があるなど継続的支援が必要な方には、本人と目標を共有し、計画的に定期訪問を実施する。
- ・ 区役所、基幹相談支援センター、ケアプラザ他地域の身近な支援者などからの情報により、支援が見込まれる方に対し、情報提供者と共に訪問する機会を設ける。
- ・ ひきこもりの方の中には、潜在的に精神疾患が疑われるケースも多いと思われ、区役所や「青少年相談センター」等と連携して家族や本人へのアウトリーチ支援を行う。
- ・ アウトリーチ支援会議などを通じて区役所生活保護担当と連携を強化し、支援が見込まれる方については、協力して訪問するなどセンターにつながる働きかけを行う。

(4) 専門相談

<精神科嘱託医による相談>

- ・ 区内精神科病院の協力のもと、精神科医による専門相談を実施する。（月2回程度）

○対象者

- ・ 主治医はいるものの、薬や治療法などについて医師の意見を求める方
- ・ 精神科受診はしていないが、不安や心配があり専門医に相談を求めている方
- ・ 家族や身近な人が精神疾患の疑いがあり、専門医に相談したい方

その他、センター職員や地域関係機関職員で、精神科医の助言を必要とする場合に相談を行う。

<臨床心理士による相談>

- ・ 臨床心理士による専門相談を実施する。（月2回程度）

○対象者

- ・ 精神科通院しているが、心理的不安についてじっくり相談したい方
- ・ 自身の課題や今後の方向性について、一緒に考え整理してもらいたい方
- ・ 家族や身近な人との関わりについて相談したい方

その他、センター職員が担当するケースについて共有し、連携して支援にあたる。

(5) 地域連携

港南区における精神保健福祉及び他障害関係機関とのネットワークを活かし、地域福祉の向上を目指す。

- ① 基幹相談支援センター、港南福祉保健センター高齢・障害支援課、地域ケアプラザとの定例会議（基幹相談・定例カンファレンス、発達特定相談）
- ② 港南区自立支援協議会における各種活動（事務局、部会、全体会、代表者会議）
- ③ 地域関係機関への活動協力と施設提供（家族会、ボランティアグループ、関係機関等）
- ④ 近隣施設との合同防災訓練の実施
- ⑤ 地域福祉・教育関係機関との交流と活動（区障連等）
- ⑥ 区社会福祉協議会主催による「つながり事業」協力
- ⑦ 地域ボランティアの受入れ（うたサークル、ピア活動、イベント補助等）
- ⑧ 体験ボランティア・体験学習の受入れ（地域住民、学生等）
- ⑨ 関係機関の事業所見学受入れ
- ⑩ 地域活動支援センターへの清掃業務の委託（わーくす）（*注 1）
- ⑪ 関係機関と共同開催のイベント実施（港南ネットまつり（*注 2）、あおぞら交流会（*注 3）、そよかぜまつり（*注 4）など）

（*注 1） わーくす … NPO 法人かるがも会の日常清掃作業

（*注 2） 港南ネットまつり … 精神保健福祉に関わる機関で実行委員会を設置し、年 1 回開催している。自主製品販売等を行い、地域住民や参加機関との交流を図っている。

（*注 3） あおぞら交流会 … 近隣福祉施設（当センター、地域ケアプラザ、社会福祉協議会、地域活動ホーム、保育園）の利用者、職員交流を行っている。

（*注 4） そよかぜまつり … 近隣福祉施設、地域関係機関が年 1 回開催し、地域住民との交流を図っている。

(6) 自主事業

センターの内外で実施される定期的や季節による活動の機会を通して、コミュニケーション力の向上や地域との交流を目指す。また、利用者ニーズを活かしたプログラムを実施することで、主体的に創造し展開していけるよう取り組む。

- ① 当事者主体のプログラムの開催
- ② 健康や生活に役立つ講座やプログラムの開催
- ③ 運動を楽しむプログラムの開催（ソフトボール、卓球など）
- ④ 余暇を楽しむプログラムの開催（うたサークルなど）
- ⑤ 季節イベントの開催（利用者、家族、ボランティアとの交流行事）
- ⑥ 利用者の自主製品・作品の展示

(7) 家族支援

- ・ 家族からの相談に応じ、必要に応じて専門相談（嘱託医・心理士）や医療機関、行政につなげるなどの支援を行う。
- ・ 家族会との交流や活動協力を積極的に行う。（定例会・勉強会への参加、場所の提供など）
- ・ 家族に生活支援センターが「相談機関」としてより周知されるように、ホームページ・区役所・医療機関・地域ケアプラザなどの関係機関へ広報をする。
- ・ ケアプラザや行政など地域関係機関と連携し、自宅訪問や面談・電話による継続的な相談に応じ、必要な支援を行う。
- ・ 家族の高齢化とともに、障害当事者の将来を不安視するケースも少なくないため、後見的支援制度などの見守り機能や福祉サービス等の社会資源につなげる役割を持つ。
- ・ 家族を対象とした「家族教室」などの講座やプログラムを企画する。

(8) 普及啓発活動

- ・ 地域ケアプラザ等において、民生委員やケアマネジャー、ホームヘルパー等の支援者のほか地域住民に向けた普及・啓発講座を実施する。
- ・ 精神障害の理解に向け、地域における様々なネットワークに参画することで、センターの機能や地域で果たす役割について普及する機会を持つ。
- ・ 地域関係機関と連携しながら、精神保健に関する講座や勉強会を通し、障害理解に向けて、小中学校など教育機関への普及活動を行う。
- ・ 地域関係機関と連携しながら、幅広く地域や家族、支援者を対象とした講座の開催やイベントを企画するなど、精神障害の理解に向けた啓発を行う。

(9) 精神障害者退院サポート事業

- ・ 他センターや、生活訓練施設、基幹相談支援センター等の関係機関と連携しながら、対象となる入院患者や医療従事者、病院等への事業説明・理解を求めるなど、啓発活動に積極的に取り組み、病院との関係強化に努める。
- ・ 退院後の安定した生活の維持・継続と社会参加を見据え、生活支援センターの従来機能や「自立生活アシスタント事業」「自立生活援助」「計画相談」と連携した支援を行う。
- ・ 地域の社会資源やネットワークを幅広く活用し、対象者の希望に沿った地域生活の実現に取り組む。

(10) 障害者自立生活アシスタント事業

- ・ 登録者に対し引き続き支援を行い、登録期間が長期化している方が、安心して支援終了できるような働きかけを行っていく。また、関係機関と連携し本事業を必要としている方を新たにつなげられるよう努める。
- ・ 登録者全ての個別支援計画書を本人同意のもと作成し、課題や目標を見据えた支援を行う。6か月毎に本人と区役所MSWとで振り返り、必要に応じて変更・改善を行いながら自立生活に向けて本人の力を引き出せるよう個別支援の充実を目指す。

- ・ 登録者が支援センターのサービスを利用しながら単身生活を継続できるように、今後もセンターの従来機能につなげる支援を積極的に行っていく。
- ・ 「退院サポート事業」と連携しながら、長期入院患者の退院後の支援体制を整備し、地域生活が継続できるようチームで関わっていく。

(11) その他、センター設置目的を達成するために必要な事業

- ① 個人情報保護・情報公開への取り組み
- ② 障害者虐待防止・権利擁護への取り組み
- ③ 事故防止安全対策
- ④ 利用者の意見聴取・苦情解決への取り組み（苦情解決規則、第三者委員設置、アンケート実施）
- ⑤ 福祉・看護職従事者等の育成協力
- ⑥ ボランティアの育成
- ⑦ 災害時における在宅要援護者のための福祉避難場所の協力

(12) 指定特定相談支援事業（計画相談支援）

- ・ 事業の実施地域は、横浜市港南区とする。
- ・ センター利用者から計画相談支援が必要と思われるケースを見極め、利用登録につなげるようにし、より良い生活に向けたケアマネジメントを実践する。
- ・ 行政や地域関係機関からの紹介により、支援が必要なケースについてネットワークを活かしたマネジメントを行う。
- ・ 区役所MSWと連携し、契約者が安心して地域生活を送ることができるよう支援体制を整備する。
- ・ センターの基本相談や他事業と連動しながら、職員体制を整備して計画相談支援に取り組む。

(13) 指定一般相談支援事業（地域移行支援）

- ・ 事業の実施地域は、横浜市港南区とする。
- ・ 病院からの退院支援にあたり、事業対象となる方については、積極的につなげていく。
- ・ 利用者の主治医や病院職員、地域関係機関と連携を図りつつ、退院に向けて地域移行支援計画を作成し、本人のペースに合わせた無理のない丁寧な関わりをする。
- ・ これまで実施してきた退院支援の地域ネットワークを活かし、利用者の要望を取り入れながら、その障害特性に合わせた社会資源につなげるよう支援を行う。

(14) 指定一般相談支援事業（地域定着支援）

- ・ 事業の実施地域は、横浜市港南区とする。
- ・ 利用者が安心して地域生活が送れるように、日頃から身近な相談者として寄り添いながら支援を行うとともに、障害によって生じうる緊急事態にも適切に対応できるよう、常時の連絡体

制を確保する。

- ・ 利用者の障害特性や生活状況・抱えている課題などを把握し、関係機関と連携しながら、本人の病状悪化を未然に防ぐことができるよう支援を行う。
- ・ 利用者が支援センターのサービスを利用しながら地域生活を継続できるよう、また多くの支援者による見守り体制を築くため、事業所にもつながるような支援を行っていく。

(15) 自立生活援助事業

- ・ 事業の実施地域は、横浜市港南区とする。
- ・ 「自立生活アシスタント事業」との連携により、対象となる方については、積極的に事業の利用に取り組んでいく。
- ・ 計画相談支援事業や他事業と連携しながら、利用者の地域生活を包括的にサポートし、終了後も安心して地域生活を送ることができるよう、必要な支援やサービスをつなげていく。

3. 職員の配置・育成

(1) 職員配置 (相談員)

- ・勤務は2交代制とし、早番・遅番共に原則3名以上の職員を配置する。
- ・常勤、非常勤相談員の他、調理や事務業務を担うアルバイト職員を複数名配置する。

氏名	取得資格	経験年数(*1)	担当業務
	精神保健福祉士 社会福祉士 相談支援専門員	18年9か月	施設運営全般、金銭出納管理、地域ネットワーク、センター連絡会、運営連絡会、防火管理者、計画相談支援、基本相談支援、サービス管理責任者
	精神保健福祉士 社会福祉士 相談支援専門員	4年	防災訓練、地域ネットワーク、センター連絡会、運営連絡会、退院サポート事業、火元責任者、計画相談支援、基本相談支援、港南区委託事業
	精神保健福祉士 社会福祉士 相談支援専門員	15年	自立生活アシスタント(主任)・自立生活援助事業、計画相談支援、基本相談支援
	精神保健福祉士 社会福祉士 相談支援専門員	7年	実習生担当、退院サポート事業、港南区委託事業、計画相談支援、地域ネットワーク、基本相談支援
	精神保健福祉士 相談支援専門員	3年	計画相談支援、備品管理、基本相談支援、地域ネットワーク
	精神保健福祉士	2年	自立生活アシスタント・自立生活援助事業、基本相談支援、地域ネットワーク
	精神保健福祉士 社会福祉士 相談支援専門員	7年	計画相談支援、基本相談支援、退院サポート事業、当事者活動支援
	精神保健福祉士	2年8か月	基本相談支援、自立生活アシスタント、地域ネットワーク
	精神保健福祉士	1年11か月	基本相談支援、自立生活アシスタント、当事者活動支援
	精神保健福祉士 相談支援専門員	1年8か月	基本相談支援、退院サポート事業、計画相談支援
	精神保健福祉士 社会福祉士 相談支援専門員	7年1ヵ月	計画相談支援、基本相談支援、余暇支援

(*1)経験年数は、令和7年4月1日時点

○その他 精神科嘱託医：5名 臨床心理士：1名 事務・調理アルバイト：9名

(2) 人材育成

- ・ 職員の専門性を向上させ、利用者に信頼と安心を与えるために、精神保健福祉士・社会福祉士等の資格取得を奨励し、職場としての協力を行う。
- ・ 指定特定相談支援事業を実施するにあたり、相談支援専門員の資格取得に必要な研修に積極的に参加する。
- ・ 相談支援技術やケアマネジメント技術などの向上に向けて、外部研修への積極的な参加と事例検討など内部研修を適宜実施する
- ・ 区自立支援協議会に参画し、制度や社会資源等についての勉強会や事例検討を実施する。
- ・ 事業所運営の基礎となる個人情報保護や人権、虐待防止、BCPについての研修を実施する。

- ・ 法人が企画する階層別研修や、他事業所との交流会に参加する。

令和7年度精神障害者生活支援センター収支予算書

施設名：港南区精神障害者生活支援センター

運営法人：社会福祉法人 青い鳥

【収入】

(単位:千円)

科 目	金 額				内訳・説明等
	計	生活支援センター本体	退院サポート	自立支援アシスタント	
指定管理料	88,950	75,370	4,121	9,459	
法人負担金	0				
合 計	88,950	75,370	4,121	9,459	

【支出】

科 目	金 額				左記「金額」のうち 法人負担金額	内訳・説明等
	計	生活支援センター本体	退院サポート	自立生活アシスタント		
人件費	73,722	60,142	4,121	9,459	0	
所長						常勤1名
常勤職員						
非常勤職員	9,808	8,841	535	432		相談員4名
アルバイト	7,846	7,846				5名雇用
調理アルバイト	1,838	1,838				利用者向け食事調理
嘱託医賃金	747	747				48コマ
法定福利費	9,512	7,628	587	1,297		社会保険料、労働保険料
退職給与引当金	1,643	1,445	92	106		横浜市社協・福祉医療機構
福利厚生費	36	36				はまフレンド
労務厚生費	120	120				健康診断、予防接種
施設管理費	7,383	7,383	0	0	0	
光熱水費	4,400	4,400				6年度予算並み
庁舎管理	3,133	3,133				ケアプラザと按分G30増加
修繕積立金	0	0				
入浴サービス等実費徴収額	-150	-150				昨年度予算並み
運営費	5,145	5,145	0	0	0	
旅 費	350	350				5年度実績並み
消耗品費	600	600				感染症対策物品、事務物品等
印刷製本費	10	10				名刺等
修繕費	650	650				小破修繕、共有部修繕対応
通信運搬費	720	720				電話、郵便、インターネット関連
賃借料	1,190	1,190				PC、コピー機、車、製氷機等
備品等購入費	300	300				利用者使用、破損備品対応
保険料	450	450				損保(職員向け・利用者向け)
雑費	875	875				
本部繰入金	2,700	2,700				前年と同額
合 計	88,950	75,370	4,121	9,459	0	